

相生町内会規約

第1章 総則

【名称及び事務所】

第1条 本会は、相生町内会（以下「本会」）と称し、事務所を安城市相生町3番4号（朝日町相生町公民館内）に置く。

【区域】

第2条 本会の区域は、安城市相生町1番から19番までの区域（相生町全域に相当）とする。

【会員】

第3条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する世帯、事業者及び団体・法人をもって構成する。

2 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

3 本会へ入会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

4 会員が次の各号の一つに該当する場合には、退会したものとする。

（1）本人より第3条第2項に定める退会の届け出があった場合

（2）第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

（3）会費の納入に応じない場合

5 一人世帯会員が死亡の場合又は失踪宣告を受けた場合には、退会したものとする。

6 本会の活動を賛助する者、賛助する事業者及び団体・法人は、賛助会員となることができる。ただし賛助会員は、表決権等を有しないものとする。

7 第2条に定める区域以外に住所を有する者、事業者、団体及び法人は、本会賛助会員として入会を認める。

【目的】

第4条 本会は、会員相互の親睦を図り、地域課題の解決などに取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

【事業】

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）会員相互の親睦に関すること

（2）回覧板の回付など区域内の住民相互の連絡に関すること

（3）清掃・美化などの環境整備に関すること

（4）防災、防火、防犯及び安全に関すること

- (5) 集会施設（朝日町相生町公民館）の維持管理に関すること
- (6) 青少年の健全育成に関すること
- (7) 福祉及び健康に関すること
- (8) 文化、スポーツ及びレクリエーションに関すること
- (9) その他本会の目的達成に必要なこと

第2章 役員

【役員の種類別】

第6条 本会に、次の役員を置く（別表に詳細を記載）。

- (1) 会長（執行役員）
- (2) 副会長（執行役員）
- (3) 会計（執行役員）
- (4) 公民館長
- (5) 監事
- (6) 顧問
- (7) 相談役
- (8) 組長
- (9) マンションなど集合住宅代表（理事長・会長・組長など）
- (10) 福祉委員会代表
- (11) 防災委員会代表
- (12) 女性部代表
- (13) 清掃監視委員（本会が選任する委員）
- (14) 地域クリーン推進員リーダー（安城市）
- (15) 交通安全リーダー（安城市）
- (16) スポーツ推進委員（安城市）
- (17) 協働団体代表（子ども会、老人クラブなど）
- (18) 神社総代

【役員を選任】

第7条 会長、副会長、会計及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2 会長の任期が満了する年度に、会長候補者が複数ある場合は、公選により選任する。

3 公選による選任の方法については、別に定める。

4 会長候補者が1名の場合は、無投票で選任となり、候補者がいない場合は、本会役員代表（別表）が推薦し、次年度本会役員代表が期初定期総会において承認する。

5 次期会長は副会長及び会計候補者を選出し、本会役員代表（別表に記載）が推薦し、次年度期初定期総会において本会役員が承認する。

- 6 組長及びマンションなど集合住宅代表は、各組及び各集合住宅（マンションなど）において選任し、総会において承認する。
- 7 委員会（福祉委、防災委など）代表、女性部代表及び協働団体（子ども会、老人クラブなど）代表は、各会、団体あるいは組織において選任し、総会において承認する。
- 8 行政機関より委嘱される委員（スポーツ推進委員、地域クリーン推進員リーダー、交通安全リーダー）は、会長が推薦し、総会において承認する。
- 9 顧問、相談役、神社総代及び清掃監視委員は、会長が任命し総会において承認する。
- 10 会長、副会長及び会計（以下「執行役員」という）は、監事及び他の執行役員職との兼務をしてはならない。
- 11 本会は、役員以外の役職（役員）との兼務を妨げない。ただし兼任する役職については、議決権を持たない。
- 12 第6条（及び別表）に示す本会役員（役職）の追加及び廃止は、執行役員会において決定し、総会において承認を受ける。
- 13 代表者（役員）を選任しない集合住宅（マンションなど）においては、会員は近隣の組の所属となることを選択できる。
- 14 本会は、役員選任にあたり女性登用を推進する。

【役員職務】

第8条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する
- (4) 公民館長は、相生町公民館の管理運営を行うとともに、朝日町町内会と共用する施設（朝日町相生町公民館）を朝日町公民館長と連携して管理運営を行う
- (5) 福祉委員会代表、防災委員会代表、女性部代表及び清掃監視委員は、本会会長又は各委員会の長の命を受けて、職務を分担する
- (6) 組長及びマンションなど集合住宅代表は、各組及び各集合住宅（マンションなど）会員との連絡調整にあたる
- (7) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する
- (8) 監事は、会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する
- (9) 顧問及び相談役は、本会会長の職務遂行にあたり適時助言する
- (10) 協働団体（子ども会、老人クラブなど）代表は、各団体又は組織の意見を代表する

(11) 代表者（役員）を選任しない集合住宅（マンションなど）において、居住する会員が近隣の組所属を選択しない場合は、オーナーあるいは管理会社が会員との連絡調整にあたる

【役員任期】

第9条 執行役員は、任期を2年とする。ただし再任を妨げない。

2 執行役員以外の役員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

【役員報酬・活動支援金及び活動費】

第10条 本会役員は、その職責に応じ役員報酬又は活動支援金の支給を受ける。

2 役員報酬又は活動支援金の支給方法（対象・金額など）については、別に定める。

3 本会役員は、役員報酬又は活動支援金の支給を辞退することができる。

4 本会役員は、活動に必要な経費（活動費）の支給を受ける。

【役員解任】

第11条 役員が規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

第3章 総会

【総会の構成】

第12条 総会は、本会役員（第6条及び別表に記載）をもって構成する。

【総会の種別】

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、新年度期初（4月）に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 本会役員3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、又は第8条第1項第9号の規定により監事から請求があったときは、臨時総会を開催しなければならない。

【総会の招集】

第14条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、本会役員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の1週間前までに通知しなければならない。

【総会の審議事項】

第15条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) 本会より運営資金提供を受ける協働団体などの事業計画及び事業報告並びに予算及び決算に関する事項
- (6) その他の重要事項

【総会の議長】

第16条 総会の議長は、本会会長が総会出席者の中から任命する。

【総会の定足数】

第17条 総会は、本会役員²の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。ただし委任状又は議決権行使書を提出した本会役員は、出席者とみなすものとする。

【総会の議決】

第18条 総会の議事は、出席した本会役員²の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【総会の書面表決等】

第19条 総会の開催が困難な場合、書面表決による総会を開催することができる。

- 2 本会役員は、書面又は代理人によって議決権を行使する。
- 3 本会会長は、あらかじめ「総会の開催案内」、「議案書」、「書面表決書又は代理人への委任状」を本会役員に配布し、総会開催日までに書面表決書又は委任状の提出を求める。
- 4 書面表決書による議決の結果は、会員に回覧通知する。

【総会の議事録】

第20条 総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 本会役員²の現在数及び出席者数（委任状を提出した本会役員を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録者及び議事録署名人が、署名しなければならない。

第4章 執行役員会

【執行役員会の構成】

第21条 執行役員会は、執行役員（会長、副会長及び会計）をもって構成する。

2 会長が必要と認めたととき、執行役員以外の役員（公民館長、監事、委員会代表、部代表、組長、マンションなど集合住宅代表など）及び役員以外の本会会員を執行役員会構成員とすることができる。

【執行役員会の招集】

第22条 執行役員会は、会長が招集する。

2 会長は、定例執行役員会を毎月1回招集する。

3 会長は、必要と認めたとときに臨時執行役員会を招集する。

4 会長が必要と認めたととき、執行役員以外の本会会員を参加（オブザーバ参加）させることができる。

【執行役員会の審議事項】

第23条 執行役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

（1）総会に付議すべき事項

（2）総会において議決された事項の執行に関する事項

（3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 執行役員会は、本会に属する委員会、部会、役職などの新設・廃止に関する事項を審議し、総会に付議する。

第5章 会計

【経費】

第24条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

【会費】

第25条 本会会費は、会員より徴収する。

2 会費の額については、別に定める。

3 本会会員及び賛助会員は、本会の定める会費を納入しなければならない。

4 会長は、本会会員に特別な事情がある場合に、執行役員会の認定により会費の減額、猶予又は免除することができる。

【会員の報酬・活動支援金及び活動費】

第26条 本会会員は、本会活動に際しその業務に応じた報酬又は活動支援金の支給を受けることができる。

- 2 本会会員は、活動に際し必要な経費の支給を受けることができる。
- 3 会長は、報酬又は活動支援金の支給対象及び金額について起案し、執行役員会が承認する。

【会計年度】

第 27 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

【会計監査】

第 28 条 会計の監査は、随時これを行うことができる。

【会計及び資産帳簿】

第 29 条 会長は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

- 2 会長は、会員が帳簿の閲覧を請求した時には閲覧させなければならない。

第 6 章 雑則

【委任】

第 30 条 この規約に定めるものの他に必要な事項は、総会の議決を経て、別に会長が定める。

【公民館管理運営】

第 31 条 本会は、朝日町相生町公民館を朝日町町内会と共用する。

- 2 公民館運営委員会は、『朝日町相生町公民館管理運営規則』を別に定める。

【慶弔見舞金支給】

第 32 条 本会は、慶弔・見舞金について『相生町内会慶弔・見舞金支給規程』を別に定める。

【個人情報取扱い】

第 33 条 本会は、保有する個人情報について、適正な取扱いを確保して運営にあたる。

- 2 本会は、『相生町内会個人情報取扱規則』を別に定める。

【団体活動費補助】

第 34 条 本会は、本会と協力して活動する団体（子ども会、老人クラブなど）に対し、活動助成費を支給することができる。

- 2 本会は、『団体活動費補助規程』を別に定める。

【役員免除】

第 35 条 本会は、規約第 7 条第 6 項にある、組長及びマンションなど集合住宅代表選任における『役員免除細則』を別に定める。

附則

この規約改定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

改訂 令和 5 年 3 月 5 日

細則

(1) 町内会規約関連

【町内会費・協力金に関する】

『相生町内会費細則』

【役員選挙に関する】

『相生町内会役員選挙規則』

【慶弔金に関する】

『相生町内会慶弔・見舞金支給規程』

【個人情報取扱いに関する】

『相生町内会個人情報取扱規則』

【役員報酬・活動支援金及び活動費に関する】

『役員報酬・活動支援金及び活動費規程』

【団体活動費助成に関する】

『団体活動費助成規程』

【役員免除に関する】

『役員免除細則』

(2) 委員会会則

【福祉活動に関する】

『相生福祉委員会会則』

【防災防犯活動に関する】

『相生町防災委員会会則』

(3) 公民館規則

【公民館管理運用に関する】

『朝日町相生町公民館管理運営規則』

別表

【役員/役職一覧（執行役員を含む）】

- (1) ここに掲載した役員（役職者）が代議員として総会を構成する
- (2) 欠員/兼任あり
- (3) ★印表示役員は役員代表として次年度の会長、副会長、会計を推薦する
- (4) 兼任する役職の議決権は持たない

[I]

役職(役員)	人数(定員)
会長（執行役員）	1
副会長（執行役員）	1
会計（執行役員）	1
公民館長★	1
監事★	2
顧問★	1
相談役★	1
福祉委員会 委員長★	1
副委員長	1
会計	1
防災委員会 会長★	1
副会長	1
会計	1
女性部 会長★	1
会計	1
書記	1
清掃監視委員★	1
地域クリーン推進員リーダー★	1
交通安全リーダー★	1
スポーツ推進委員★	1
仙寿会 会長★	1
副会長	1
会計	1
子ども会 会長★	1
副会長	1
七夕神社総代★	1
八幡社総代★	1

[II]

役職(役員)				役員世帯数	役員代表
組長					
1組	2組	4組	5組	各組 1	各組長★
6組	7組	8組	9組		
10組	11組	12組	13組		
マンション代表 (1～2世帯)					
大和レジデンス相生				2	会長★
大和レジデンス相生Ⅱ				1	会長★
ダイアパレス安城				2	理事長★
アメニティ安城				2	理事長★
エスポア安城				2	理事長★
ライオンズマンション相生				2	理事長★
藤和シティコープ安城相生				2	組長★
アルデア/アンセル				1	責任者★
フレストステージ安城相生				2	理事長★
フレストアルファ安城相生Ⅱ				2	理事長★
ウェイズ相生				1*	理事長★
ゼルクコート安城				2	組長★
うーるーおー相生				1	組長★

* ウェイズ相生は1世帯内の2名が役職(役員)を分担するが議決権は1とする。

【代表を設定していないマンションなど】

代表(役員)不在	
中央マンション	管理会社が連絡調整
A-City	管理会社が連絡調整
ピアチェーレ	オーナーが連絡調整
シャレードあき	
エミリアルあき	
FLAT C 相生	オーナーが連絡調整

組に編入	
リバティ杉	5組に編入

相生町内会組織図

【組織構成と役割】

(令和5年4月1日現在)

